

**女性のライフスタイルの変化等に対応した
年金の在り方に関する検討会・報告書
～女性自身の貢献がみのる年金制度～
【 要 約 版 】**

平成 13 年 12 月

目 次

はじめに	1
女性と年金問題とは？	1
1 女性のライフスタイルの多様化	1
2 女性のライフスタイルの多様化に対応した近年の年金制度の動き	2
3 年金制度において対応が必要と考えられる課題	3
目指すべき方向と基本的な3つの視点	8
1 目指すべき方向 ～女性自身の貢献がみのある年金制度～	8
2 基本的な3つの視点	8
社会保障制度としての年金制度に係る基本的論点	9
1 個人単位と世帯単位	9
2 応能負担と応益負担	11
3 「公平性」の確保	12
個別の課題	13
1 標準的な年金(モデル年金)の考え方	13
2 短時間労働者等に対する厚生年金の適用	15
3 第3号被保険者制度	18
4 育児期間等に係る配慮措置	28
5 離婚時の年金分割	30
6 遺族年金制度	32
終わりに	34
1 国民的議論が求められる	34
2 現行制度からの円滑な移行と長期的な視点が必要である	34
3 他の政策分野を含めた総合的な対応が求められる	
女性と年金問題解決のための環境整備	34

女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書のあらまし

【報告書の性格】(はじめに)

検討会で行った女性と年金をめぐる議論について、その基本的な考え方や論点について整理したもの

今後の本格的かつ国民的な議論に資する

【ライフスタイルが多様化している女性と年金制度との間に存在する問題】 (女性と年金問題とは?)

女性のライフスタイルの多様化と標準的な年金(モデル年金)の考え方の乖離
(標準的な年金(モデル年金)の考え方)

被用者年金への加入期間の短さ、低賃金に伴い相対的に低い水準にとどまる女性の年金

(短時間労働者等に対する厚生年金の適用、育児期間等に係る配慮措置)

様々なライフスタイルを選択する女性の間での不公平感

(第3号被保険者制度、遺族年金制度)

女性の長い老後期間に対する保障

(離婚時の年金分割、遺族年金制度)



【目指すべき方向】(目指すべき方向と基本的な3つの視点)

「女性自身の貢献がみのる年金制度」

(男女が家族的責任を果たしつつ様々な形で就労したことができるだけ年金制度上評価され、それに応じて老後の自立生活を支える年金が充実していく方向を展望)

【基本的な3つの視点】

女性と年金をめぐる問題については、以下の基本的な視点に立って改善を図ることが適切

- 1 個人の多様な選択に中立的な制度の構築
- 2 年金の支え手を増やしていく方向
- 3 女性に対する年金保障の充実

【社会保障制度としての基本的論点】 (社会保障制度としての年金制度に係る基本的論点)

社会保障制度としての年金制度において大きな価値判断を伴う制度体系の基本に関わる論点

- 1 個人単位と世帯単位
- 2 応能負担と応益負担
- 3 「公平性」の確保



【年金制度設計上検討していくべき具体的な6つの課題】(個別の課題)

1 標準的な年金(モデル年金)の考え方

女性の一定の厚生年金加入期間を前提としたいいわゆる「共働きモデル」を想定していくことが適当

2 短時間労働者等に対する厚生年金の適用

多様な形態での就労を通じて年金保障の充実を図ることができるようにするとともに、年金制度の支え手を増やす観点から、厚生年金の適用については、拡大を図る方向で、様々な論点について検討していくべき

3 第3号被保険者制度

社会保障制度としての年金制度の基本に関わる大きな問題。必要な改革が行われることを強く希望。そのためには、国民各界各層の間で、この報告書における議論の整理と問題提起をスタートラインとして幅広い議論が繰り広げられ、国民的合意が形成され、適切な結論が見出されることを希求

4 育児期間等に係る配慮措置

女性が多様な就労を通じて自らの年金保障の充実を図るという方向性の中で、年金制度としてどのような配慮を行うことが適当かどうかという点について検討すべき

5 離婚時の年金分割

離婚時の年金分割が可能となるような仕組みを講ずる方向で、専門的、技術的な多くの論点について十分な検討を重ねるべき

6 遺族年金制度

共働き世帯と片働き世帯との間の均衡を図る、自ら働いて保険料を納付したことができる限り給付に反映する仕組みとする等の観点から、見直しに向けて綿密に議論していくことが必要

【終わりに】(終わりに)

1 国民的議論が求められる

2 現行制度からの円滑な移行と長期的な視点が必要である

3 他の政策分野も含めた総合的な対応が求められる

女性の就労支援策等 少子化対策の推進

健康保険制度、税制、企業の配偶者手当の問題についての検討

女性のライフスタイルの変化等に対応した 年金の在り方に関する検討会・報告書 ～女性自身の貢献がみのある年金制度～ 【要約版】

はじめに

女性をめぐる年金の問題は、平成12年の年金制度改正後の検討課題であり、女性と年金検討会では、今後の本格的かつ国民的な議論に資するべく、その基本的な考え方や重要な論点を整理した。

女性と年金問題とは？

1 女性のライフスタイルの多様化

(資料1:女性のライフスタイルの変化・多様化と年金制度)

(1) 女性の就労の多様化

就労に対する積極的な意識の高まりが見られる一方で、就労の実態は必ずしも希望どおりにはなっていない。

女性の就労、特に短時間労働者は増加してきているが、必ずしも被用者年金の適用につながっておらず、女性にとって、被用者としての年金保障という観点から、このことをどのように考えるかが課題である。また、子育て期である20歳代後半から30歳代にかけて、被用者年金の被保険者比率が低下する傾向にも、変化はみられていない。

なお、10歳代後半や20歳代前半といった若齢層において、女性に限らず被用者年金の適用を受けない働き方が増加している。このことは、女性と年金という問題を超えて、年金制度全般に関わる問題として受け止める必要がある。

(2) 家族形態の変化

晩婚化が進んでおり、各年齢層において未婚率の上昇がみられる。

離婚件数が大きく増加しており、年齢別に見ると、若い世代に加えて、40歳代、50歳代という中高齢者で比較的同居期間の長い夫婦間の離婚も増加している。

核家族化と高齢化の進展の結果、高齢者のみの世帯や単身高齢女性が増加しており、老後の期間の長い女性に対する年金保障の重要性が一段と高まっていると考えられる。

2 女性のライフスタイルの多様化に対応した近年の年金制度の動き

(1) 基礎年金制度の導入等(昭和60年改正)

昭和60年改正では、自営業者等を対象としていた国民年金を全被用者世帯に適用拡大した基礎年金制度を導入し、生活の基礎的な部分に対応する年金給付については、基礎年金として個人を単位として給付するとともに、以下のような形で第3号被保険者制度を創設した。(資料2:昭和60年改正による基礎年金制度(及び第3号被保険者制度)の導入)

自営業者等、従来の国民年金の適用対象を第1号被保険者、被用者年金の被保険者を第2号被保険者とするとともに、被用者(第2号被保険者)の被扶養配偶者も、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とする。

片働き世帯の老齢年金は従来の水準を維持しつつ、「夫と妻それぞれの基礎年金 + 被用者の報酬比例年金」とする。

通常は所得のない第3号被保険者に係る費用負担については、独自の負担を求めず、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により賄う。

基礎年金制度や第3号被保険者制度の導入は、基礎年金部分について専業主婦も含めた女性の年金権を確立するとともに、共働き世帯の増加等に対応し世帯類型に応じた給付水準の分化を図り、ライフスタイルの多様化に制度的にも一部対応したものである。

(2) 遺族年金の改善(昭和60年改正、平成6年改正)

昭和60年改正では、従来の厚生年金制度において老齢年金の1/2とされていた遺族年金の給付水準について、生計維持者が死亡した場合に生計費が単純に1/2になるとは

いえないことを考慮して、子を有する妻や中高齢の妻に対する給付の重点化を図り、その水準の改善を行った。

基礎年金制度の導入に伴う2階建て年金への再編成により、子を有する妻に老齢基礎年金と同額の遺族基礎年金(及び子の加算額)を保障する。

遺族厚生年金については、死亡した配偶者の報酬比例の老齢厚生年金の 3/4 相当額とした。(なお、高齢期の報酬比例年金は、自らの老齢厚生年金か遺族厚生年金のどちらかを選択する。)

平成 6 年改正では、共働き世帯の増加等を受け、自らの保険料納付実績が年金額に反映される方向で、遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整の仕組みを改善した。(高齢期の報酬比例年金について、自らの老齢厚生年金の 1/2 と遺族厚生年金の 2/3 (= 死亡した配偶者の老齢厚生年金の 1/2 相当)を併給するという選択肢を創設。)

(3) 育児期間に係る配慮措置(平成 6 年改正、平成 12 年改正)

平成 6 年及び平成 12 年改正において、育児に対する支援策として、育児・介護休業法に規定する育児休業制度を利用する者を対象として、

育児休業を取得した期間について、厚生年金保険料(被保険者本人負担分及び事業主負担分)を免除、

当該保険料免除期間について、育児休業直前の標準報酬に基づいて年金額を算定、

という配慮措置が講じられた。

3 年金制度において対応が必要と考えられる課題

しかしながら、ライフスタイルが多様化している女性と、現役期の生活の履歴が反映する年金制度との間には、まだ次のような問題が存在している。

(1) 多様化する女性のライフスタイルと標準的な年金(モデル年金)の考え方との乖離

現在の年金制度の被用者に対する給付設計は、40 年間平均的な賃金で働いた夫及び全期間専業主婦だった妻からなる夫婦世帯を標準に、夫と妻二人の基礎年金を含めた世帯全体の年金額が、平均的な現役男子労働者の手取り年収の 6 割相当の水準となるように設定されている。したがって、現在のモデル年金では、ライフスタイルの変化の大きい

女性と年金問題とは？

女性にとって、自分が働いて保険料を納付することによってどのような年金を受給できるのかが判りにくく、また、期間の長短はあるにせよ、多くの女性が就労期間を有するようになっている実態からも乖離している。

女性の就業が増加し、そのライフスタイルが多様化する中で、女性の一定の厚生年金加入期間を前提としたモデル年金を想定し、給付と負担のあり方を考えていくことが課題となっている。

(2) 被用者年金の加入期間の短さ、低賃金に伴い相対的に低い水準にとどまる女性の年金

短時間労働者等に対する厚生年金の適用

現在の厚生年金制度では、常用的使用関係のある雇用労働者に対する年金保障を目的としており、具体的な厚生年金の適用基準は、「通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者」とされている。このような基準の下で、短時間労働者の多くが厚生年金の適用を受けない扱いとなっていることから、女性の厚生年金の加入期間が短くなっている。

また、こうした厚生年金の適用基準が、被扶養者認定基準(年間収入が130万円未満であること)とも相まって、女性の間での就業調整や短時間労働者の賃金抑制の要因の一つとなっているとも指摘されている。

多様な就業形態の下で働く人々が必要な年金保障を受けられるよう、就業に中立的な仕組みとし、男性に比べて働き方が多様な女性の年金保障を充実したものとするとともに、制度の支え手を増やすとの観点から、常用的使用関係に係る基準を見直し、短時間労働者等に対して厚生年金の適用を拡大することが課題となっている。

育児期間等に係る年金制度上の配慮措置

現在、女性が育児等の家族的責任を主に担っているという実態があるため、休業、離職したり、短時間労働者となることを選択するという事態が生じており、その結果として、女性の被用者年金の加入期間が短くなったり、賃金が低くなっていると指摘されている。

現行の年金制度では、育児・介護休業法に規定する育児休業制度を利用する者を対象として、育児期間に係る配慮措置がとられている。一方で、30歳代～40歳代前半の

有配偶の女性の労働力率にはほとんど変化がみられない。結婚や出産、育児を機に仕事を辞めるというパターンは依然として多く、子供を産み育てる女性の被用者年金への加入期間が短いという実態にも変化は見られない。

今後、少子高齢化の進展が見込まれる中で、安心して子供を産み、育てるための社会環境の整備が重要な政策課題となっており、世代間扶養の仕組みを基本として成り立っている公的年金制度においても、女性に対する年金保障の充実という観点から、また、将来の年金制度を担う次世代の育成を図る観点から、育児を理由とする休業や離職、短時間労働の選択等に対して年金制度上の配慮措置をさらに講じるかどうかという点が課題となっている。

介護休業期間についても、育児休業期間と同様の措置を求める意見も出ている。

(3) 様々なライフスタイルを選択する女性の間での不公平感

第3号被保険者制度

昭和60年改正による制度創設後における女性の就労の進展等、経済社会情勢の多様な変化の中で、第3号被保険者制度について、

- () 片働き世帯を優遇する制度であり、共働き世帯や単身世帯(ひとり親世帯を含む。)と比べて、老齢年金や遺族年金について給付と負担の関係が不公平となっているほか、短時間労働者が第3号被保険者に留まろうとして就業調整を行う原因となっている、
- () 第3号被保険者の中には、短時間労働により賃金を得ている者もあり、また、所得のない者であっても、夫婦は婚姻費用を分担して負担する義務があること等を考えると、第3号被保険者にも保険料負担能力はある。また、家事労働による帰属所得を考慮することによっても、保険料負担能力があると考えることはできる、
- () 第3号被保険者は減少傾向にあり、また、夫の賃金が高くなると専業主婦世帯の割合が高まるという実態がある中で、第3号被保険者を第2号被保険者全体で支えることは社会的に受容されない、
- () 第1号被保険者である自営業者の妻や母子家庭の母は、個別に保険料を納めなければ給付が受けられず、保険料免除を受けても給付は減額されるのに対し、第3号被保険者のみ保険料を払わなくてよいのは不公平である、

女性と年金問題とは？

- () 育児・介護等を行っていない者は、自ら働かないことを選択している者であるにもかかわらず、保険料を納付する者と同じ基礎年金給付が保障されるのは不公平である、
- () 第3号被保険者が自ら保険料を納めないことで、年金制度への関心が薄れがちとなり、夫の転職や退職等により年金制度上の地位が変更された場合の事務漏れ等も生じている、

といった意見があり、第3号被保険者制度の廃止又は見直しを求める意見が、近年強くなってきている。

遺族年金制度

遺族年金制度について、

- () 年金制度において個人単位化の考え方を貫き、将来的には、遺族年金制度は廃止する、又は希望する者だけが加入する別建ての制度とするべきである、
- () 高齢の遺族配偶者に対する遺族厚生年金については、夫婦世帯で現役期の賃金の合計額が同じ場合、片働き世帯の遺族の方が共働き世帯の遺族よりも受給できる遺族年金額が大きくなり、給付と負担の関係が同一とならない。また、働いて払った保険料が、配偶者の死後は何の給付にもつながらない場合があるのはおかしい、
- () 男性と女性で遺族年金の支給要件に違いがあるのは適切ではない、
- () 夫婦が高齢になって離婚し、その後元の夫が別の女性と再婚した場合に、元の夫が働いている間生計をともにしていた元の妻には遺族年金が支給されず、高齢になってから結婚して妻となった者には支給されるのはおかしい、

といった意見があり、遺族年金制度の廃止又は見直しを求める声が出ている。

(4) 女性の長い老後期間に対する保障

離婚時の年金分割

近年、離婚件数、特に中高齢者等の比較的同居期間の長い夫婦における離婚件数が増加している。このような状況の中で、男女の間の年金受給額には大きな差があり、十分な就労所得を得ることも難しい中高齢期に離婚した女性は、老後も低い所得に甘んじ

なければならないことが多いと指摘されている。

現行制度では、生活の基礎的な費用に対応する基礎年金部分は夫と妻それぞれに支給されるが、報酬比例年金部分については、被保険者本人のみに支給され、離婚した配偶者には、報酬比例部分について直接的には何の権利もない仕組みとなっている。また、離婚の際の財産分与時の年金の取扱いについても、判例において確立された取扱いはみられない。

こうした中で、現役期と大きく変わらない老後の生活を保障するという年金制度の趣旨に鑑み、離婚時に夫婦の間で年金の分割が可能となるような制度整備をすべきではないかという点が課題となっている。

遺族年金の役割

夫の死亡後に老後の相当期間を単身で過ごす可能性の高い中で、被用者の妻にとって、その高齢期の所得保障を充実させる上で、遺族年金は重要な役割を果たしている。

前述のように、高齢期の遺族厚生年金は、夫の保険料納付に基づく老齢厚生年金が夫亡き後遺族厚生年金に転ずる仕組みであり、これまで充実が図られてきたところであるが、女性の就業の増加、多様化が進展する中で、自ら働いて保険料を納付したことができる限り給付額に反映される仕組みを構築することが課題となっている。

(5) 6つの課題

女性のライフスタイルの多様化に対して、これまでも年金制度は対応を講じてきているが、以上見てきたように、なお以下のような6つの分野において、年金制度設計上検討していくべき具体的な課題がある。

標準的な年金(モデル年金)の考え方

短時間労働者等に対する厚生年金の適用

第3号被保険者制度

育児期間等に係る配慮措置

離婚時の年金分割

遺族年金制度

目指すべき方向と基本的な3つの視点

1 目指すべき方向 ~ 女性自身の貢献がみのる年金制度 ~

主たる生計維持者の保険料納付を通じて夫婦二人の老後生活を保障する従来の形から、夫婦であっても単身であっても、男女が家族的責任を果たしつつ様々な形で就労したことができるだけ年金制度上評価され、それに応じて老後の自立生活を支える自らの年金が報酬比例部分も含めて充実していく方向を展望すべきである。

こうした方向を、女性と年金という問題意識に立って簡潔に分かりやすい形で表現すると、まず女性に着目すると、「女性自身の貢献がみのる年金制度」と言うことができるだろう。さらに、夫婦世帯を例にとってこれを表現すると、「夫一人で築く年金から、夫婦のそれぞれで築く年金へ」と言うこともできるだろう。

2 基本的な3つの視点

第1 個人の多様な選択に中立的な制度の構築

国民皆年金制度の下で、個人、とりわけ女性の多様なライフスタイルの選択に中立的な年金制度を構築することにより、働く意欲を持つ者が多様な形で働き、国民の一層の能力発揮につなげることが重要な課題となっている。この課題の実現は、ひいては安定的で信頼される年金制度の確立にも寄与することとなる。

第2 年金の「支え手」を増やしていく方向

今後の年金制度のあり方として、急速な少子高齢化の中で安定的な運営を行っていくことができるよう、女性の就労の拡大や将来の年金制度を支える次世代の育成の支援につながるような年金制度であることが求められている。

第3 女性に対する年金保障の充実

女性の年金額が男性に比べて相対的に低い水準にとどまっていることには様々な要素が影響しているが、このうち年金制度の影響が考えられる点について、適切に対応することが必要である。また、自ら就労し保険料を納付したことが老後の年金に反映することを通じて、男性と比べて単身での老後生活期間を送る可能性の高い女性に対する年金保障の充実を図ることが求められている。

社会保障制度としての年金制度に係る基本的論点

1 個人単位と世帯単位

(1) 現行制度の考え方

我が国の社会保障制度においては、

被用者については、賃金を得ている以上、通常は保険料負担能力があるものとして個人を単位として適用している一方、

被用者が保険料負担を行うことにより、その被用者の配偶者等に保障が及ぶ仕組みとなっていること(年金制度における第3号被保険者制度等)、自営業者等については保険料負担能力の判定に当たって当該個人の保険料負担能力のみならず世帯を単位として保険料負担能力が捉えられていること(国民年金の保険料免除基準等)など、世帯を単位に捉える考え方も組み込まれて制度が設計されている。

(2) これまでの変遷

年金制度において、世帯を単位と捉える考え方を組み込む度合いについては、我が国社会の変化とともに変遷がみられる。

昭和 60 年改正前の厚生年金制度

被用者に対する厚生年金による給付で夫婦二人の老後生活をカバーするという、世帯を単位とする考え方が色濃く現れていた。

昭和 60 年改正(基礎年金制度の導入)

基礎年金制度の導入によって、生活の基礎的な部分に対応する年金給付については個人を単位に整理されたと言えるが、保険料負担の面では、被用者が保険料を納付したことが被扶養配偶者に対する基礎年金給付の保障に及ぶという点で、引き続いて世帯を単位とする考え方が組み込まれている。

昭和 60 年改正(遺族年金の拡充)

昭和 60 年改正では、従来、厚生年金において老齢年金の 1/2 とされていた遺族年金の給付水準について、死亡した配偶者の保険料納付が残された配偶者の保障に及ぶ形で、すなわち世帯を単位とする考え方の中で、年金保障の充実を図った。

なお、平成 6 年改正では、遺族厚生年金について、自らの老齢厚生年金の 1/2 と遺

社会保障制度としての年金制度に係る基本的論点

族厚生年金の $2/3$ (= 死亡した配偶者の老齢厚生年金の $1/2$) を併給するという選択肢が新たに創設されたが、これは、自ら働いて保険料を納付したことが給付額に反映される方向で制度の改善を図ったものである。

(3) 個人でみる見方と世帯でみる見方

現行制度では、給付と負担の関係について、片働きか共働きかに関わらず、夫婦世帯で標準報酬の合計が同じであれば、保険料負担は同額で、老齢年金給付も同額となるようになっている。このような現行制度について、個人に着目して見ると、片働き世帯、共働き世帯及び単身世帯を比較した場合に、給付と負担の関係が公平となっていないとの意見がある。

(4) 個人単位か世帯単位かという観点からの考え方の整理

多くの場合、世帯を単位として生計が営まれているのが実情であり、男女共同参画社会の下でも、様々な個性と能力を有する男女がともに責任を分かち合いながら社会に参画するかたちには多様なものがあると考えられる。このような様々な生活実態に応じて国民生活の安定を図るという役割を担っている年金制度について、個人単位と世帯単位という点から給付と負担に関するいくつかの考え方が整理できる。

現行制度は夫婦の一方が被用者として保険料を納付したことがその配偶者の保障に及ぶ仕組み。世帯を単位とする考え方が組み込まれており、男女がともに責任を分かち合いながら社会に参画するかたちが多様である中で、様々な生活実態に応じて必要な保障を行う機能を果たしている。

片働き世帯を含めて賃金を二分割して夫婦それぞれの賃金として年金の保険料負担を求め、それを給付に反映させる方法。様々な生活実態に応じて必要な保障を行う機能を維持した上で、個人の単位で給付と負担を完結することができる。

基礎年金給付という受益に着目した何らかの保険料負担を求めていく考え方。個人を単位とする考え方を徹底する。

社会保障制度としての年金制度において、どの程度個人を単位とする考え方を貫くかということは、男女が社会に参画するかたちには多様なものがあり、様々な働き方や所得水準がある中で、自身のみ所得水準に応じた年金保障を是とする考え方と、夫婦の

一方が被用者として保険料を納付したことがその配偶者の保障に及ぶ仕組みによって個人の所得水準の違いをカバーした年金保障を是とする考え方を、それぞれどの程度貫くかという制度体系の基本の選択に関わる問題である。

また、このことと共に、応能負担の考え方を基本に保険料負担がなされている中で、基礎年金に関して応益負担の考え方を導入するかという基本的な問題でもある(この点については次項で論じる。)

2 応能負担と応益負担

(1) 応能負担の考え方

我が国の年金制度は、全国民を対象として強制適用を行う国民皆年金制度の下、能力、即ち所得に応じて、保険料を負担するという応能負担の考え方を基本として運営されている。

その一方で、我が国においては、所得保障の必要度に対応した二階建ての年金体系を採用している。これによって、定額給付である基礎年金制度を通じて、低所得者層に対する所得移転が行われ、被用者グループにおいては所得再分配機能が働く仕組みとなっている。

このような基本的な考え方の下で、被用者については、賃金に応じて定率保険料が課されている。これに対して自営業者等については、就業の形態が多様であって所得の把握が困難であることから被用者と同じような応能負担の考え方を適用することはできず、やむを得ず、実際の所得の帰属や多寡を問わず、個々の被保険者を保険料負担能力を有する者とみなして、定額保険料が課されているものである。

(2) 基礎年金の費用負担の仕組み

現行の基礎年金の費用負担の仕組みは、保険料負担のない第3号被保険者及び賃金が低く保険料負担の低い第2号被保険者の基礎年金負担を、高賃金の第2号被保険者が支えることとなっている。

(3) 応益負担の考え方と基礎年金制度

応益負担とは、受益に着目して給付に必要な費用を負担するという考え方である。年金制度においては、保険料負担に関して年金給付に着目した負担を求めることとなる。全国民共通の定額給付である基礎年金制度に着目して応益負担を考えると、基礎年金という一人一人の受益に着目した何らかの保険料負担を求めるという考え方となる。

第3号被保険者制度に関して、個人に着目して片働き世帯、共働き世帯及び単身世帯を比較した場合や、第1号被保険者と比較した場合に、給付と負担の関係が公平となっていないとの批判がある。そして、これらの批判は、基礎年金について、第3号被保険者に対する基礎年金給付という受益に着目した保険料負担を求めるべきという考え方につながる。

応能負担の考え方を基本として組み立てられている現行の年金制度に、このような基礎年金という受益に着目した保険料負担を求める考え方を導入すれば、基礎年金制度を通じた所得再分配機能が弱まることとなる。また応能負担の考え方は、健康保険等の他の被用者保険にも共通した基本的な考え方であり、これらへの影響も併せて考える必要がある。

基礎年金に応益負担の考え方を導入するかどうかという論点は、このような我が国年金制度や社会保障制度全体のあり方、機能をどう考えるかという制度体系の基本の選択に関わる問題である。

3 「公平性」の確保

現行の制度は、同じ賃金を有する片働き世帯の夫(妻)、共働き世帯の夫又は妻、及び単身者について個人単位でみた場合の給付と負担の関係の均衡よりも、夫婦世帯単位で比べた場合の片働き世帯と共働き世帯との給付と負担の関係の均衡を重視したものとなっている。

応能負担を基本的な考え方とし、老後の所得保障の必要度に対応した基礎年金と報酬比例年金の二階建ての給付体系をとりつつ、片働き世帯、共働き世帯及び単身世帯について、夫婦世帯単位、個人単位のいずれで比較した場合でも、すべての給付と負担の関係を均衡させることはできない。

年金制度における公平性の問題は、単に一つの関係が均衡していないことをもって判断すべきものではなく、社会保障制度としての年金制度において、その目的や社会実態に照らし、公平の概念をどこに置き、またどの関係の均衡を重視するかという基本の選択に関わる問題である。

個別の課題

1 標準的な年金（モデル年金）の考え方

1 方向性

多くの女性が厚生年金に加入する被用者として就業する機会を持つようになってきている中、モデルとして共働き世帯を想定し、女性の一定の厚生年金加入期間を前提としたモデル年金を想定していくことが妥当である。この場合、従来からの継続性という観点から、片働き世帯を想定したモデルも従来どおり提示していくことが必要である。また、世帯類型の多様化が進展する中では、単身世帯を想定したモデルについても併せて検討すべきである。

モデルとしての共働き世帯等の年金の給付水準がどうあるべきかは、年金制度全体の給付と負担の関係をどうするかといった観点から、別途議論されるべき問題である。

2 今後検討する論点

(1) 平均標準報酬額、厚生年金平均加入期間に男女差が存在する中で、共働き世帯等において、女性のどのような厚生年金加入期間、賃金を想定してモデルとするか。

モデルにおける女性の厚生年金加入期間の取扱い

- () 男女ともに 40 年間厚生年金に加入する世帯を想定することが可能なかどうか。また、適当なのかどうか。
- () あるいは実態に即した一定の加入期間をもって想定するのかどうか。
- () また、将来に向かって加入期間の伸びをどのように考えるか。

モデルにおける女性の賃金の取扱い

- () 現在の女子被保険者の平均標準報酬 22.0 万円は、就労期間が短く結果として報酬額が相対的に低い者も含めて算定されたものであるが、ある程度の期間就労するモデルを考えた場合には、この賃金水準についてどう考えるか。
- () 男女の平均標準報酬の差を考慮するのか。あるいは、男女平均報酬を用いることとするのか。
- () 将来に向かっての賃金水準についてどのように考えるか。

単身世帯のモデルに係る論点

- () 単身世帯には様々な形態（生涯未婚や離婚、死別に伴うもの等）が考えられる中で、

個別の課題 1 標準的な年金（モデル年金）の考え方

単身世帯のモデルを検討する場合には、どのようなライフコースを送る単身世帯をモデルとして想定することが可能なのか、適当なのか。

() その場合の賃金水準、就労期間についてどう考えるのか。

(2) 共働き世帯等を想定したモデルによって年金水準をどのように設定するか

年金水準の設定に当たってどのモデルを基準に考えるか。

現役世代の共働き世帯等の平均的な賃金等を踏まえ、適切な年金水準をどのように設定するか。

年金水準の設定に当たって、共働き世帯、片働き世帯、単身世帯のバランスや公平をどのように考えるか。

2 短時間労働者等に対する厚生年金の適用

1 方向性

短時間労働者については、以下の観点から、現在の厚生年金の適用基準（「通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者」であること）及び被扶養者認定基準（「年間収入が130万円未満」であること）の見直しを行い、厚生年金の適用の拡大を図る方向で、様々な論点について検討していくべきである。

(1) 被用者にふさわしい年金保障の確立

就業の形態が変わっても被用者として一貫した保障を受けることができ、働いた分が自らの年金に反映される仕組みとすべきである。

(2) 就業に中立的な制度の構築

個人が意欲と能力に応じて力を発揮できる社会を形成していくため、就労意欲を阻害するような制度は見直していくべきである。

(3) 年金制度の支え手の拡大

労働力人口の減少が見込まれ、また就業形態の多様化が進展する中で、国民の能力の有効な発揮を支え、国民経済の発展と年金制度の支え手の拡大を図ることが重要である。

(4) 保険料負担の公平性の確保

応能負担の考え方に基づいた厚生年金制度において、公平性の観点から、賃金がある人には負担を求めていくという方向で応能負担の考え方を徹底していくことが必要である。

(5) 産業間・企業間の公平な競争の確保

産業や企業の間における公平な競争を確保するという観点からも、被用者にはできるだけ厚生年金を適用する方向で見直しが図られるべきではないか。

2 厚生年金の適用拡大に係る基準の提案

検討会では、以下の2つの基準を設けてはどうかという提案がなされた。

「通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上」という現在の厚生年金の適用基準については、「2分の1以上」とする。

所定労働時間、所定労働日数が通常の2分の1未満の場合であっても、年間の賃金が

「65万円以上」ならば厚生年金に適用するという、いわば収入基準を新たに設ける。

3 適用拡大に向けて今後議論を重ねていくべき論点

(1) 保険料負担の増加

保険料負担が増加する者の理解が得られるかどうか。

また新たに第2号被保険者となる者は、第1号被保険者よりも少ない保険料負担で手厚い年金給付(基礎年金+報酬比例年金)を受けることがあり得ることについて、どう考えるか。

(2) 年金財政への影響の検証

年金財政に対してどのような影響を与えるのかについて、今後十分な検証が必要である。

年金財政に対する影響については、給付と負担の関係の設計や、今後の労働力や賃金の見通し、適用拡大の範囲等、前提条件によって結果が変わりうるものであり、今後の財政再計算において詳細に検討を行うこととなるが、定性的には、長期的には年金財政上は概ねバランスがとれ、短・中期的には当面の収支の安定化に貢献するものと考えられる。

(3) 夫と妻ともに第1号被保険者である自営業等の夫婦世帯との関係

夫と妻ともに第1号被保険者である自営業等の夫婦世帯において、妻(夫)が短時間、低賃金で勤務に出ることによって厚生年金が適用される場合、妻(夫)自身の保険料負担が軽減されるのみならず、その夫(妻)が第3号被保険者となって定額保険料負担を免れる可能性があるが、このような事態を防止するための措置について検討する必要がある。

(4) 就業調整が残る可能性

就業調整をとる短時間労働者はかなり限定されることが考えられるものの、税制、企業の配偶者手当を要因とする調整行動のほか、新たな基準を免れるための調整行動も、なお一部残るのではないかという論点がある。

(5) 企業行動や労働市場への影響・効果

就労形態、企業行動に与える影響等について、さらに詳細な分析、検討が必要である。

(6) 医療保険との関係

厚生年金において適用対象を拡大していくとすれば、健康保険に対しても大きな影響を与えることとなるので、健康保険における取扱いも含めて検討していく必要がある。

(7) 標準報酬の下限の扱い

短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大に伴う、標準報酬の下限のあり方についても検討する必要がある。

4 派遣労働者に対する厚生年金の適用

派遣労働者に対する厚生年金の適用については、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」や総合規制改革会議等における提言を踏まえ、検討を行うことが必要である。

3 第3号被保険者制度

1 方向性

検討会では、現在の第3号被保険者制度についての様々な議論の整理を行った上で、的確な議論を進めるため、第3号被保険者に係る保険料負担の考え方に関する各方面からの意見や検討会で出された様々な提案を踏まえて、典型化した見直し案という形に整理して示すとともに、その利点や議論する際の主な論点も明確に提示したところである。(参考:典型化した見直し案)

この問題は、個人単位と世帯単位、応能負担と応益負担、公平性の確保という社会保障制度としての我が国年金制度の基本に関わる大きな問題である。男女共同参画社会の形成に向けた様々な取り組みが進められている中で、この問題についても、必要な改革が行われることを強く望む。そのためには、国民各界各層の間で、この報告書における議論の整理と問題提起をスタートラインとして幅広い議論が繰り広げられ、この問題についての国民的な合意が形成され、適切な結論が見出されることを求めたい。

2 第3号被保険者に係る保険料負担のあり方を検討する前提としての議論の整理

第3号被保険者に係る保険料負担のあり方について検討する際に、まずその前提としての議論を整理した。

(1) 第3号被保険者に係る給付と負担の比較について

現行制度は、夫婦世帯で標準報酬の合計が同じであれば、保険料負担は同額で老齢年金の給付も同額となっている。

家事労働による帰属所得等を考えれば片働き世帯は共働き世帯よりも保険料負担能力が高いという意見については、帰属所得等についての議論の深まりを待って検討すべきである。

第3号被保険者制度は、所得の低い共働き世帯から相対的に所得の高い片働き世帯への事実上の補助となっているという指摘については、平均的には共働き世帯の賃金の合計額は片働き世帯の夫の賃金よりも高くなっているため、前者から後者へ所得移転が行われていると見ることができる。

(2) 第3号被保険者の保険料負担能力に関する考え方について

婚姻費用分担請求権に基づく第3号被保険者の保険料負担能力に関する考え方については、さらに議論が必要である。

配偶者の賃金に対する潜在的な持分権に基づく第3号被保険者の保険料負担能力に関する考え方についても、さらに議論が必要である。

短時間労働者に対し厚生年金の適用拡大を行う場合の第3号被保険者制度のあり方について、公平性の観点から併せて廃止・見直しが必要であるとの意見、働きたくても働けない者等も第3号被保険者にとどまることに留意すべきとの意見があった。

(3) 第1号被保険者と第3号被保険者の公平性について

第1号被保険者との均衡から、第3号被保険者にも第1号被保険者と同様の保険料負担を求めるべきであるとの指摘については、第1号被保険者と第2号・第3号被保険者グループとの間の所得把握や保険料負担能力のとらえ方の違いについて十分留意が必要である。

(4) 昭和60年までは専業主婦の多くは任意加入し国民年金の保険料を支払っていたことについて

昭和60年改正以前の制度では、専業主婦の約7割が任意加入制度によって国民年金に加入し、保険料負担をしていたのであるから、現行の制度において、専業主婦であっても保険料負担能力はあるのではないかと指摘については、賛否両方の意見があった。

(5) 第3号被保険者に対する基礎年金の水準について

検討会では、全国民共通の給付としての基礎年金制度を前提として、第3号被保険者に係る保険料負担のあり方について議論が進められた。

(6) 基礎年金の税方式化による第3号被保険者問題の解決について

基礎年金の税方式化は第3号被保険者問題の解決にも資するのではないかと意見があったが、我が国社会保障のあり方と適合しないのではないかと、巨額の負担について税方式によって国民の合意が得られるか、得られなければ年金は「第2の生活保護」化してしまうのではないかと等の問題がある。

3 典型化した見直し案

典型化した見直し案は、保険料負担を求める考え方、保険料負担を求める主体、具体的な負担の方法等の点から、次のとおりに整理したものである。

(注)なお、以下の記述に当たっては、便宜上、第2号被保険者 = 夫(夫が第3号被保険者の場合の妻を含む。)、第3号被保険者 = 妻(妻が第2号被保険者の場合の夫を含む。)として説明している。

第 案 第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担 妻 定率負担

第 案 第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担 妻 定額負担

第 案 第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担 夫 定額負担
(第3号被保険者を抱えるグループの中でも受益に着目した負担)

第 案 第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担 夫 定率負担
(第3号被保険者を抱えるグループの中では負担能力に応じた負担)

この4つの案に加えて、夫の賃金が高くなると専業主婦世帯の割合が高まることに着目して、高賃金者である夫に対して、標準報酬上限を引き上げて保険料の追加負担を求め、応能負担を基本とした体系の下でその考え方を徹底することにより、実質的な公平を図るとする案(第 案)、これらの案とは別の切り口で整理した考え方として、第3号被保険者としての扱いを受ける者を、育児や介護の期間中の被扶養配偶者に限定するという案(第 案)も提案された。

これら典型化した見直し案を論じる際の主な論点は次のとおりと考えられる。

- (1) 潜在的な持分権の具体化による賃金分割という考え方について、我が国の税制、労働法制等の社会制度に組み込まれていない中で、現段階で年金制度のみが政策として採用できるかどうか。(第 案)
- (2) 引き続き事業主に負担を求めることができるか、仮に求められない場合これに代わる財源をどこに求めるか。(第 案、第 案、第 案、第 案)
- (3) 第3号被保険者に係る保険料負担について受益に着目して負担するという考え方を導入することの是非については、前述のように、応能負担と応益負担に関する制度体系の基本の選択に関わる問題として、なお綿密な議論が必要である。(第 案、第 案、第 案)

案)

- (4) 定額保険料の仕組みは、保険料負担の逆進性の問題を一層拡大させることになるが、これについてどう考えるか。(第 案、第 案)
- (5) 片働き世帯の夫(妻)に課される保険料率が共働き世帯の夫と妻に課されるものよりも高くなることについて、事業主の理解が得られるか。また、雇用行動に何らかの影響を及ぼす可能性はないか。(第 案、第 案)
- (6) 第 案及び第 案は、所得のない第3号被保険者に係る保険料負担について、被用者の間で共有すべきリスクととらえる社会連帯が崩れているという考え方を背景としているが、社会保険制度の下で国民が共有すべき社会的なリスクをどう考えるかという点も考慮しながら、十分に議論を重ねていくことが必要である。(第 案、第 案)
- (7) 部分的な解決策にとどまるのではないかと、また、今日の税制や社会保障制度における所得再分配施策の流れの中でどのように位置付けられるのか。(第 案)
- 育児・介護期間中にある者以外の被扶養配偶者の扱いをどうするのか、また、育児・介護期間中にある者に対して年金制度上の特別は配慮をとることが妥当かどうか。(第 案)
- 雇用関係のない妻自身に賦課される保険料の特別徴収(いわゆる天引き)が可能かどうか、仮に特別徴収ができなければ未納の増加を招くおそれはないか。(第 案、第 案)
- 医療保険も同じように見直すことが必要なのか。(すべての案)

(参考) 典型化した見直し案

第 案

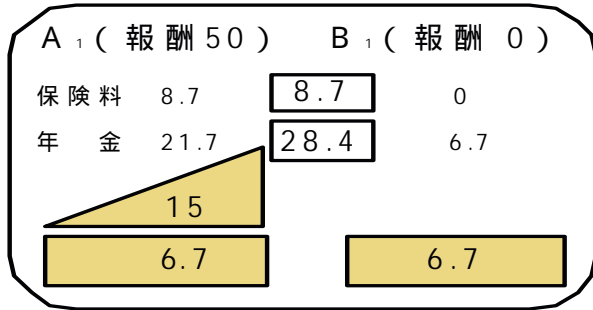
【第3号被保険者に係る保険料負担の考え方】

【第3号に係る負担を負担能力に応じて負担 妻 定率負担】

潜在的な持分権の具体化による賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の保険料負担を求めるという仕組み。

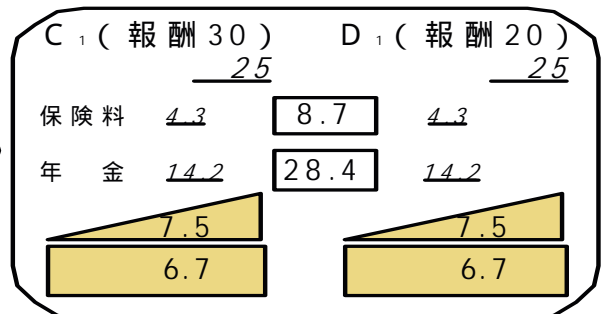
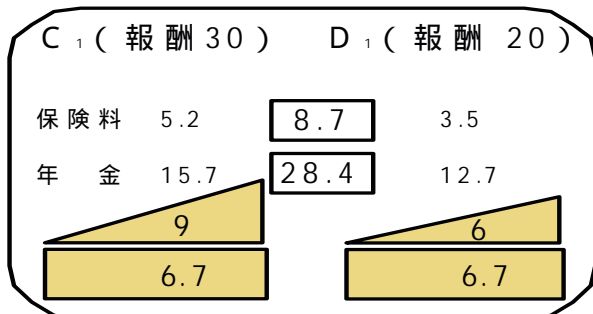
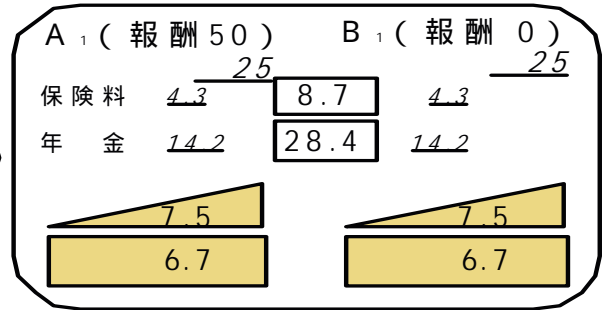
個人で負担し個人で給付を受けるという考え方を、応能負担のシステムを維持しながら貫くことができ、片働き、共働きを通じて、夫と妻それぞれに給付と負担の連動が明確となる。また、報酬比例部分も含め、離婚した場合の年金給付のあり方が明確となる。

【現行】



【第 案】

(単位: 万円、以下同じ)



(注) 保険料は、事業主負担を含む数字である。また、年金額は加入期間40年として計算している。

【議論する際の主な論点】

潜在的な持分権の具体化による賃金分割という手法が、我が国の税制、労働法制等の社会制度に組み込まれていない中で、現段階で年金のみがこの考え方を政策として採用できるか。

雇用関係のない第3号被保険者に係る事業主負担をどう考えるか。事業主負担が求められない場合、これに代わる財源をどこに求めるか。

(参考) 第2号被保険者(厚生年金)が納付する保険料 約20.2兆円(平成11年度)第3号被保険者のいる第2号被保険者は2号全体の約3割(これらの者に係る賃金の半分が妻に分割される形となる。現在は、これに相当する部分も含めて2号被保険者の保険料全体を通じて2分の1の事業主負担が行われている)

雇用関係のない配偶者に賦課される保険料の特別徴収(いわゆる天引き徴収)が可能かどうか。特別徴収ができない場合、未納の増加を招くおそれはないか。

医療保険も同様に制度を見直して、被扶養配偶者自身が健康保険又は国民健康保険に独自に加入することとするのか。

第 案

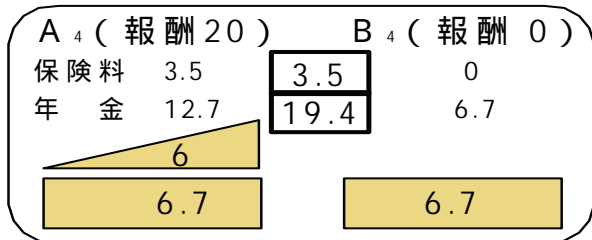
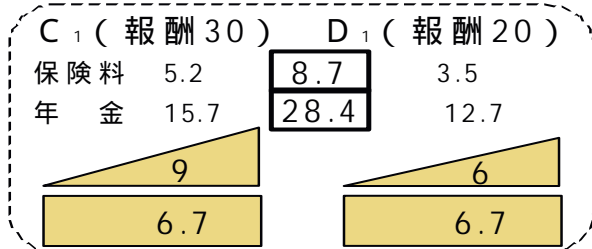
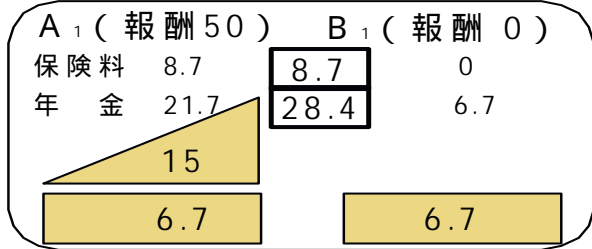
【第3号被保険者に係る保険料負担の考え方】

【第3号に係る負担を受益に着目して負担 妻 定額負担】

第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、それとは別に、第3号被保険者たる妻自身に、第1号被保険者と同額(現在13,300円)の保険料負担を求めるといった仕組み。

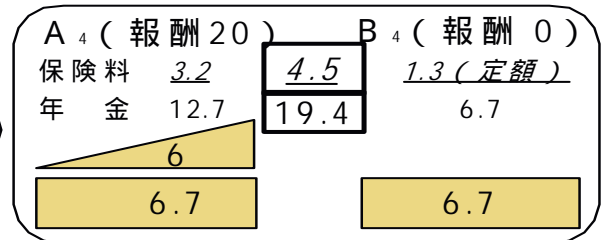
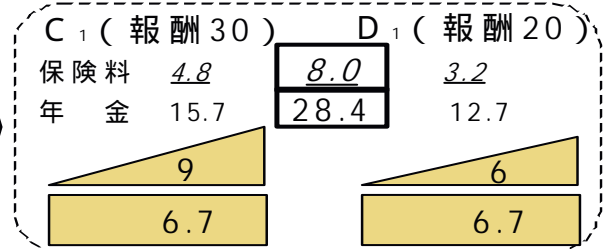
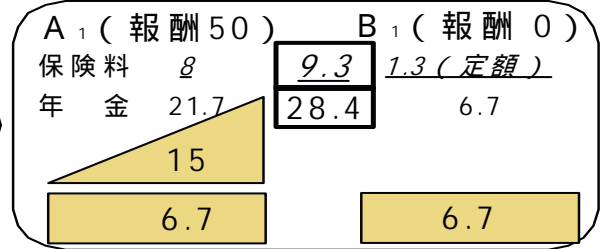
第3号被保険者も含めて個々人全員が受益に着目した負担という考え方から保険料負担を行うことにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。

【現行】



【第 案】

(単位:万円、以下同じ)



(注1) 保険料は、第2回検討会資料で示した試算 3号のいる世帯16%+13,300円、それ以外の世帯16% による。

(注2) 保険料は、事業主負担を含む数字である。また、年金額は加入期間40年として計算している。

【議論する際の主な論点】

第3号被保険者に係る保険料負担について、受益に着目した負担の考え方を導入することが妥当かどうか。

雇用関係のない第3号被保険者に係る事業主負担をどう考えるか。事業主負担が求められない場合、これに代わる財源をどこに求めるか。

(参考) 第3号被保険者に係る拠出金負担のうち国庫負担を除いた部分 約1.7兆円(平成11年度) 現在、この2分の1が事業主負担によって賄われている。

現在、やむを得ず第1号被保険者に対して採られている定額保険料の仕組みを、さらに第3号被保険者にも課すことになり、保険料負担の逆進性の問題を一層拡大することについてどう考えるか。

雇用関係のない配偶者に賦課される保険料の特別徴収(いわゆる天引き徴収)が可能かどうか。特別徴収ができない場合、未納の増加を招くおそれはないか。

医療保険も同様に制度を見直して、被扶養配偶者を健康保険から外して、国民健康保険に独自に加入することとするのか。

第 案

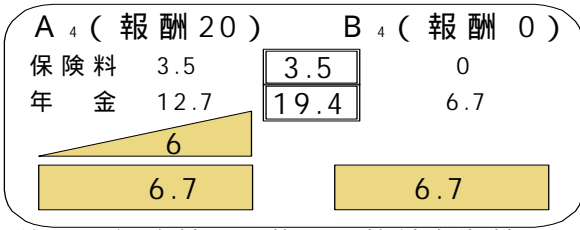
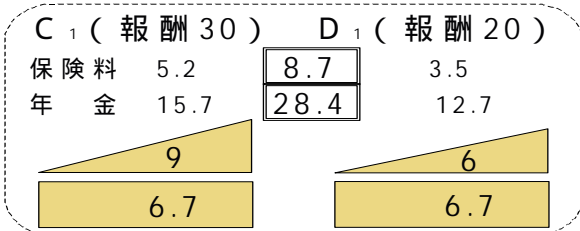
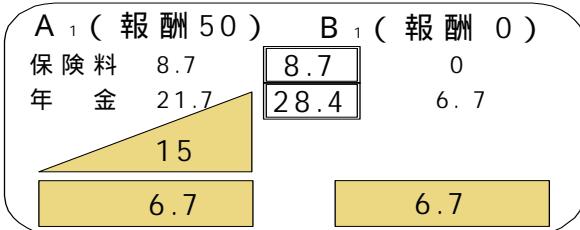
【第3号被保険者に係る保険料負担の考え方】

【第3号に係る負担を受益に着目して負担 夫 定額負担】

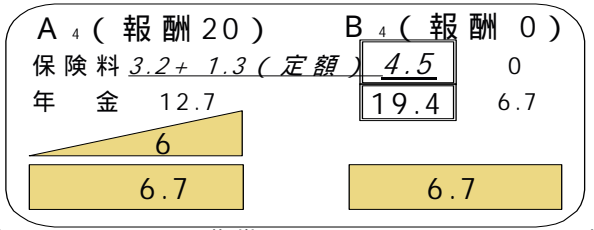
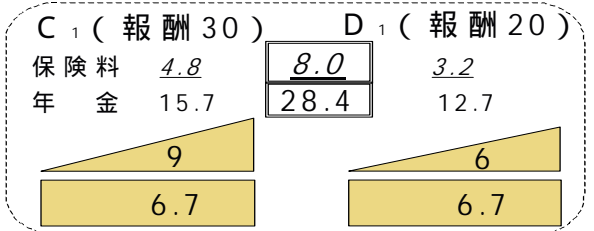
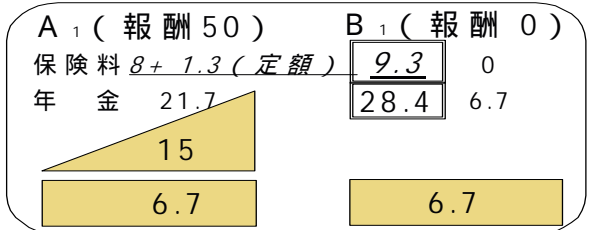
第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第1号の保険料と同額(13,300円)を加算した保険料負担を求めるといった仕組み。

所得のある者から保険料負担を求めるといった考え方を貫きつつ、受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。

【現行】



【第 案】 (単位:万円、以下同じ)



(注1) 保険料は、第2回検討会資料で示した試算 3号のいる世帯16%+13,300円、それ以外の世帯16% による。

(注2) 保険料は、事業主負担を含む数字である。また、年金額は加入期間40年として計算している。

【議論する際の主な論点】

第3号被保険者に係る保険料負担について、受益に着目した負担の考え方を導入することが妥当かどうか。

雇用関係のない第3号被保険者に係る事業主負担をどう考えるか。事業主負担が求められない場合、これに代わる財源をどこに求めるか。

(参考) 第3号被保険者に係る拠出金負担のうち国庫負担を除いた部分 約1.7兆円(平成11年度) 現在、この2分の1が事業主負担によって賄われている。

現在、やむを得ず第1号被保険者に対して採られている定額保険料の仕組みを、さらに第3号被保険者にも課すことになり、保険料負担の逆進性の問題を一層拡大することについてどう考えるか。

片働き世帯の夫(妻)に課される保険料が、共働き世帯の夫と妻に課されるものよりも高くなることについて、事業主の理解が得られるか。また、雇用行動に何らかの影響を及ぼす可能性はないか。

被用者間でのリスクの違いは、第3号被保険者の有無だけでなく、例えば性別の違いや子どもの有無のように様々なものがある中で、社会保険制度の下で国民が共有すべき社会的なリスクをどう考えるか。

医療保険も同様に制度を見直して、被扶養配偶者の受益に着目した保険料負担を求めるとなるのか。

第 案

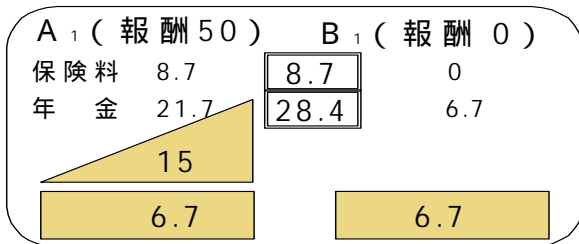
【第3号被保険者に係る保険料負担の考え方】

【第3号に係る負担を受益に着目して負担 夫 定率負担】

まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第3号被保険者に係る拠出金負担に要する費用を第3号被保険者のいる世帯の夫の賃金総額で割った率を加算した保険料負担を求めるといった仕組み。

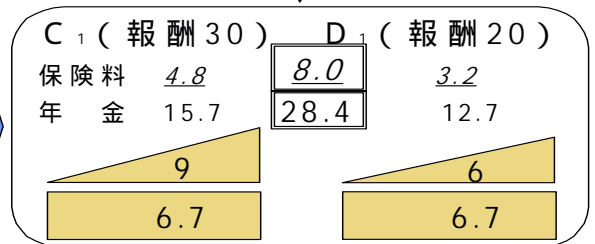
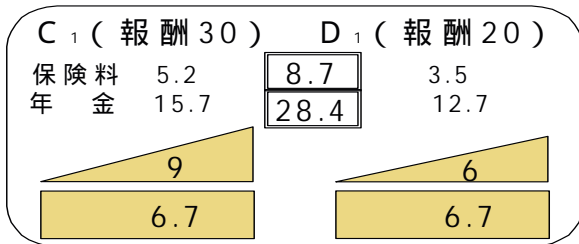
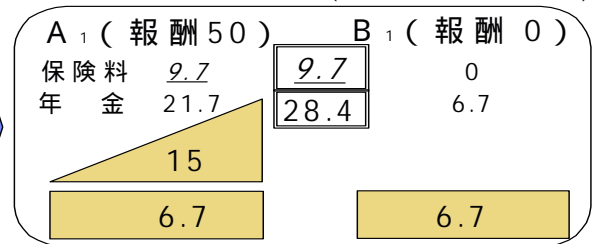
被用者の保険料負担に係る応能負担の考え方を貫きつつ、第3号被保険者について世帯単位での受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。

【現行】



【第 案】

(単位:万円、以下同じ)



(注1) 保険料は、第2回検討会資料で示した試算 保険料率 = 3号のいる世帯19.3%、それ以外の世帯16% による。

(注2) 保険料は、事業主負担を含む数字である。また、年金額は加入期間40年として計算している。

【議論する際の主な論点】

第3号被保険者に係る保険料負担について、受益に着目した負担の考え方を導入することが妥当かどうか。

雇用関係のない第3号被保険者に係る事業主負担をどう考えるか。事業主負担が求められない場合、これに代わる財源をどこに求めるか。

(参考) 第3号被保険者に係る拠出金負担のうち国庫負担を除いた部分 約1.7兆円(平成11年度) 現在、この2分の1が事業主負担によって賄われている。

片働き世帯の夫(妻)に課される保険料が、共働き世帯の夫と妻に課されるものよりも高くなることについて、事業主の理解が得られるか。また、雇用行動に何らかの影響を及ぼす可能性はないか。

被用者間でのリスクの違いは、第3号被保険者の有無だけでなく、例えば性別の違いや子どもの有無のように様々なものがある中で、社会保険制度の下で国民が共有すべき社会的なリスクをどう考えるか。

医療保険も同様に制度を見直して、被扶養配偶者の受益に着目した保険料負担を求めることとなるのか。

第 案

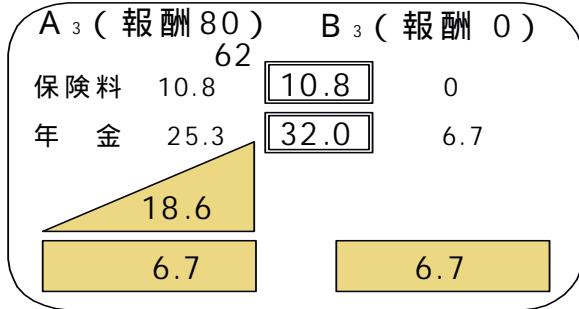
【第3号被保険者に係る保険料負担の考え方】

【第3号に係る負担を、応能負担をより徹底する形で負担 夫 定率負担】

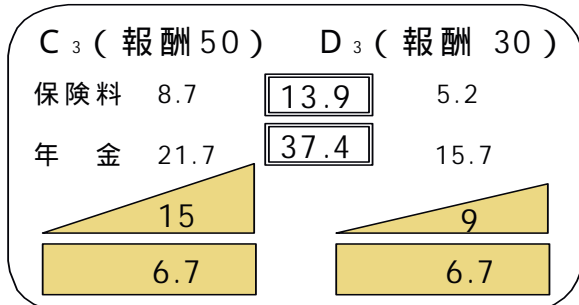
夫の所得が高くなると専業主婦世帯の割合が高まることに着目し、高所得者について、標準報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求めるという仕組み。

片働き世帯が相対的に高所得であることに着目して、高所得者の保険料負担を引き上げることにより、実質的に第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。

【現行】



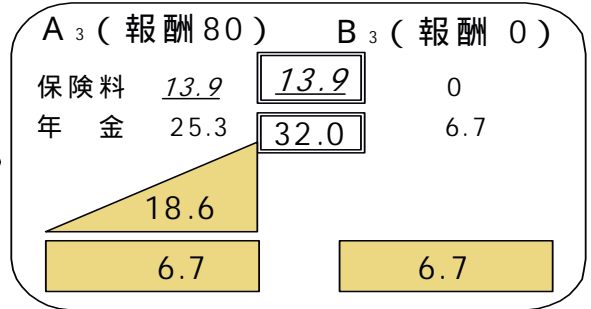
保険料賦課ベース 62



保険料賦課ベース 80

【第 案】

(単位:万円、以下同じ)



保険料賦課ベース 80

(注1) 標準報酬の上限を引き上げた場合の給付と負担の設計については、様々な方法が考え得るが、ここでは、上限を引き上げ保険料については同じ定率の負担を求めるとするが、現行の上限を超える部分は年金給付には反映されないという前提で計算して図示している。

(注2) 保険料は、事業主負担を含む数字である。また、年金額は加入期間40年として計算している。

【議論する際の主な論点】

第3号被保険者に係る保険料負担について、標準報酬の上限があることにより生じている基礎年金の負担の不均衡への対応案であり、部分的な解決策にとどまるのではないか。

賃金の高い者により多くの負担を求めることにより解決を図るという手法が、今日の税制や社会保障制度における所得再分配施策の流れの中で、どのように位置付けられるのか。

一定以上の報酬について、給付に反映させずに保険料負担のみを求めることは可能か。

第 案

【第3号被保険者に係る保険料負担の考え方】

第3号被保険者を、育児・介護期間中の被扶養配偶者に限るという仕組み(その余の期間については、他案のいずれかの方法で保険料負担を求める。)

第3号被保険者としてのメリットを受けられる期間を育児等の活動を行っている期間に限定することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。

【議論する際の主な論点】

育児・介護等の期間中にある者以外の被扶養配偶者の扱いをどうするか。

育児・介護期間中にある者に対して年金制度上の特別な配慮を採ることが妥当かどうか。

4 育児期間等に係る配慮措置

1 方向性

世代間扶養を基本として成り立っている年金制度において、女性が多様な就労を通じて自らの年金保障の充実を図るという方向性の中で、育児期間等について年金の給付と負担に係る配慮措置を拡充するかどうか、またこれ以外の支援措置を行うべきかどうかについては、積極的な意見と消極的な意見があり、十分な議論の下に判断がなされるべきである。

2 育児期間等に係る配慮措置を考える上での論点

(1) 育児期間に係る配慮措置を拡充しようとする場合の論点

配慮措置の対象者を拡大するか

現行の年金制度上の育児期間に係る配慮措置は、育児休業取得者のみを対象としているが、厚生年金の被保険者として育児期間も働き続けている者、第1号被保険者、さらには育児を理由として離職して第3号被保険者となった者等、他の者も対象とすべきかどうか。

拡大する場合の配慮措置の具体的内容をどうするか

育児を理由として休業、離職、短時間労働の選択を行うことにより、賃金が減少、あるいは厚生年金の加入期間が短くなることに配慮した措置として、報酬比例部分について、年金算定上の賃金の配慮や加入年数の加算措置を講じるべきかどうか。その場合の対象者や措置内容はどうか。その際、

離職促進的に機能するのではないか、離職促進的に機能しないような工夫は考えられるか、

所得との関連のない定額の基礎年金給付のみである第1号被保険者との均衡をどうか、

といった観点も踏まえつつ、検討を進める必要がある。

保険料における対応は適切か

仮に第1号被保険者に対する配慮措置をとろうとする場合には、所得との関連のない基礎年金の給付で配慮を加えることはできないため、保険料負担等の面で配慮を行う(=保険料を免除する又は年金以外の何らかの給付を行う)かどうかということが問題となる。

(2) 育児期間に係る配慮措置と第3号被保険者制度の見直しを関連させる考え方

第3号被保険者に係る保険料負担あるいは給付の見直しと併せて、現在の第3号被保険者としての保障を育児・介護期間にある者に限るとともに、育児・介護による就労中断を余儀なくされた者に対する報酬比例年金の給付において配慮を講じることが望ましいという意見があった。

(3) 育児期間に係る配慮措置以外の年金制度における対応

年金の給付と負担に係る育児期間への配慮措置を超えて、育児や子育てを支援する措置をさらに拡大させるべきではないかという考え方から、公的年金の積立金を財源とした「若者皆奨学金制度の創設」、年金制度における保育費用の助成という提案があった。

(4) 年金制度における育児等に対する支援の拡充の是非

将来の年金制度を担う次世代の育成の観点

将来の年金制度を担う次世代の育成は重要な課題であることから、年金制度としても、育児期における仕事との両立支援や育児負担への配慮のための措置を拡充していくことが必要ではないかという考え方がある一方、年金制度で対応するのではなく、政策目的に応じ、例えば保育サービスなどによって対応するのが本質的な解決であるという意見もある。

育児を理由とした休業、離職、短時間労働の選択に伴う、年金水準低下の補填という観点

次世代の育成にかかわる育児を理由とした休業等により年金額が低くなることについては、これを補填するような配慮が必要ではないかという考え方がある一方、女性の就労継続への意欲を阻害しないようにする必要がある等との意見もある。

介護休業期間に関する考え方

将来の年金制度を担う次世代の育成という観点から見ると、介護期間と育児期間は性格が異なっており、また諸外国においても育児期間と介護期間では年金制度上の扱いを異にしているが、介護を理由とした休業や離職等により年金額が低くなる構造は育児と共通しており、このような点も踏まえつつ、今後検討していくべきものとする。

5 離婚時の年金分割

1 方向性

夫婦二人の老後生活を支える年金が離婚してもなおそれぞれの生活を支えるものとなるよう、離婚時の年金分割が可能となるような仕組みを講じる方向で検討を続けていくことが適当である。この場合、専門的、技術的な検討が必要な多くの論点があり、実施可能な方途、その時期等について十分な検討を重ね、結論を出していくべきである。

2 今後検討する論点

(1) 分割の位置付けと割合

民事法制の検討状況や社会の実態から見て、離婚の際に必ず又は原則的に年金分割するという仕組みではなく、年金分割も選択できる仕組みとすることが適当ではないか。

分割割合については、年金受給権の一身専属性の趣旨から、年金を分割した者の老後の生活保障を確保しつつ、一定の範囲内で年金分割を認め得るということではないか。

(2) 分割の対象となる年金

報酬比例年金が年金分割の対象となると考えられる。この場合に、厚生年金の一部を代行している企業年金(厚生年金基金)や企業年金に相当する給付を含む共済年金等の扱いをどうするかという論点がある。

(3) 分割の方法

年金権そのものを分割する方法(我が国の制度においては、「保険料納付記録」の分割と考えられる。)と、支給される年金額を分割する方法(我が国の制度においては、受給権者に帰属する年金債権の一部の譲渡と考えられる。)が考えられる。

女性の老後生活の保障の充実という観点からは、元配偶者から独立した権利としての年金を獲得し、元配偶者が死亡しても年金が支給される、年金権そのものの分割の仕組みを基本とすることが適当ではないか。ただし、年金権の分割には、綿密かつ十分な検討を要

する事項が多くある。

(4) 分割の手続

当事者の合意のみによる分割とせず、何らかの形で裁判所等の関与が必要と考えられるが、それは適当かつ可能かどうか。

(5) 対象となる離婚

施行日以降の離婚を対象とすることが適当ではないか。

一定の婚姻年数以上の婚姻のみを対象としてはどうか。

事実婚について対象とすることが可能かどうか。(例えば、内縁関係の始期と終期の確定、分割の手続等の論点がある。)

6 遺族年金制度

1 方向性

将来的には、個人単位を貫き遺族年金を廃止する又は希望する者だけが加入する別建ての制度とすべきという意見があるが、高齢の遺族配偶者に対する所得保障の必要性等を考えると、遺族年金を基本的に維持することとしつつ、次に掲げる論点等について、その見直しに向けて綿密に議論していくことが必要である。

2 今後検討する論点

(1) 支給要件における男女差

遺族年金の支給要件における男女の取扱いの違いは、ほとんどの国で存在しておらず、我が国においても男女差を見直していく方向で考えることが適当である。この場合、現実には、例えば母子家庭と父子家庭において年金による所得保障の必要性の度合いが異なると考えられること等を踏まえれば、中高齢寡婦加算等の給付設計や生計維持認定要件のあり方に係る検討と併せ、支給要件における男女差を見直していく方向で、今後、検討を続けることが必要である。

(2) 高齢の遺族配偶者に対する遺族年金と老齢年金の併給

共働き世帯と片働き世帯との間の給付と負担の均衡の観点

高齢の遺族配偶者について、共働き世帯と片働き世帯との間の給付と負担の均衡をとろうとする場合、遺族厚生年金の水準(現在は老齢厚生年金の $3/4$)と、遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給を選択した場合の水準(現在は両者の老齢厚生年金のそれぞれ $1/2$)を同じ割合に揃える方向で検討を続けていくことが必要となる。

この場合、

() 遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給を選択した場合の水準を $3/4$ に引き上げて両者の割合を合わせた場合、ともに長期間にわたり高賃金を得ていた夫婦に対して過剰な給付とならないかどうか。また、今後厳しくなることが想定される年金財政から見て、給付水準の引き上げは可能かどうか、

- () 遺族厚生年金の水準を現在の $3/4$ から引き下げて両者の割合を合わせた場合、片働き世帯に係る遺族厚生年金の給付水準や、併給問題とは関係のない若齢の遺族配偶者に対する遺族厚生年金の給付水準を引き下げる事となるが、社会保障制度としての年金制度のあり方として適当かどうか、
- () 遺族である高齢単身者の生活費用は、高齢者夫婦の生活費用の半分を超える水準となることから、 $1/2$ より大きく、過剰給付となるおそれのある $3/4$ より低い水準で考えるべきではないか(例えば $3/5$)、

といった観点も併せて検討していくことが必要となる。

自ら働いて保険料を納付したことが、できる限り給付額に反映されるようにするという
観点

また、これと併せて、自ら働いて保険料を納付したことが、できる限り給付額に反映されるようにするとの考え方から、自らの保険料納付に基づく老齢年金の支給を基本とし、遺族年金額を調整する仕組みとなるよう検討することが、一つの方向ではないかと考えられる。

若齢遺族配偶者に対する遺族厚生年金の水準について

高齢の遺族配偶者に対する遺族厚生年金の水準を見直す場合、若齢遺族配偶者に対する遺族厚生年金の水準についても、様々な制度的論点を含めて検討する必要がある。

(3) 離婚時の年金分割と遺族年金の関係

遺族年金制度のあり方を考える場合に、前述した離婚時の年金分割の仕組みが講じられるのであれば、両制度の間の整合性の観点からの考慮が必要となる。

終わりに

1 国民的議論が求められる

本報告書では、女性と年金をめぐる問題の個別の論点について、あえて早急に結論を求めるのではなく、基本的な方向はできる限り明らかにしつつ、幅広い観点から問題を整理した。ここに整理された多様な議論を素材として、女性と年金の実情の一層の把握を図りつつ、次期制度改正に向けて、幅広い国民的な議論が展開されることを期待する。

また、少子化の問題は、世代間扶養の仕組みを基本として成り立っている公的年金制度にとっても重要な問題である。年金制度上の措置として、次世代を育てる少子化対策に取り組むことが適当かどうかという点についても、国民的な議論が期待される。

2 現行制度からの円滑な移行と長期的な視点が必要である

女性と年金をめぐる様々な問題については、国民的な合意が形成された上で早急に改善を図るべきである。しかしながら一方で、年金制度の改正は、女性のライフスタイルの選択、将来の生活設計に多大な影響を与えるものであることから、社会の実態に配慮して現行制度からの円滑な移行が図れるよう万全の措置を講じるとともに、長期的視点に立ち、男女共同参画の進展に合わせて不断に見直しを図っていくべきである。

3 他の政策分野を含めた総合的な対応が求められる 女性と年金問題解決のための環境整備

女性と年金をめぐる問題については、年金制度上の対策だけではなく、以下の政策分野における実効ある対応策が講じられることにより、十全な解決が図られるものである。したがって、今後の年金制度における議論と並行して、これらの政策分野においても、政府、労使等、関係方面において、具体的な検討や実効ある取組みが早急に行われることを強く要請するところである。

(1) 女性の就労支援策等

女性と年金をめぐる問題は、女性が男性と同じように就労し、所得を得る社会を想定すれば、その多くが解決する性格のものと考えられる。このことにかんがみれば、女性の年金が相対的に低い水準となっていることの背景として考えられる、女性の雇用機会や賃金等、雇用に関わる諸課題について、労働政策上の解決が図られることが求められる。

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

職業生活と育児等の家庭生活の両立支援

多様で柔軟な働き方の整備

若齢労働者対策

(2) 少子化対策の推進

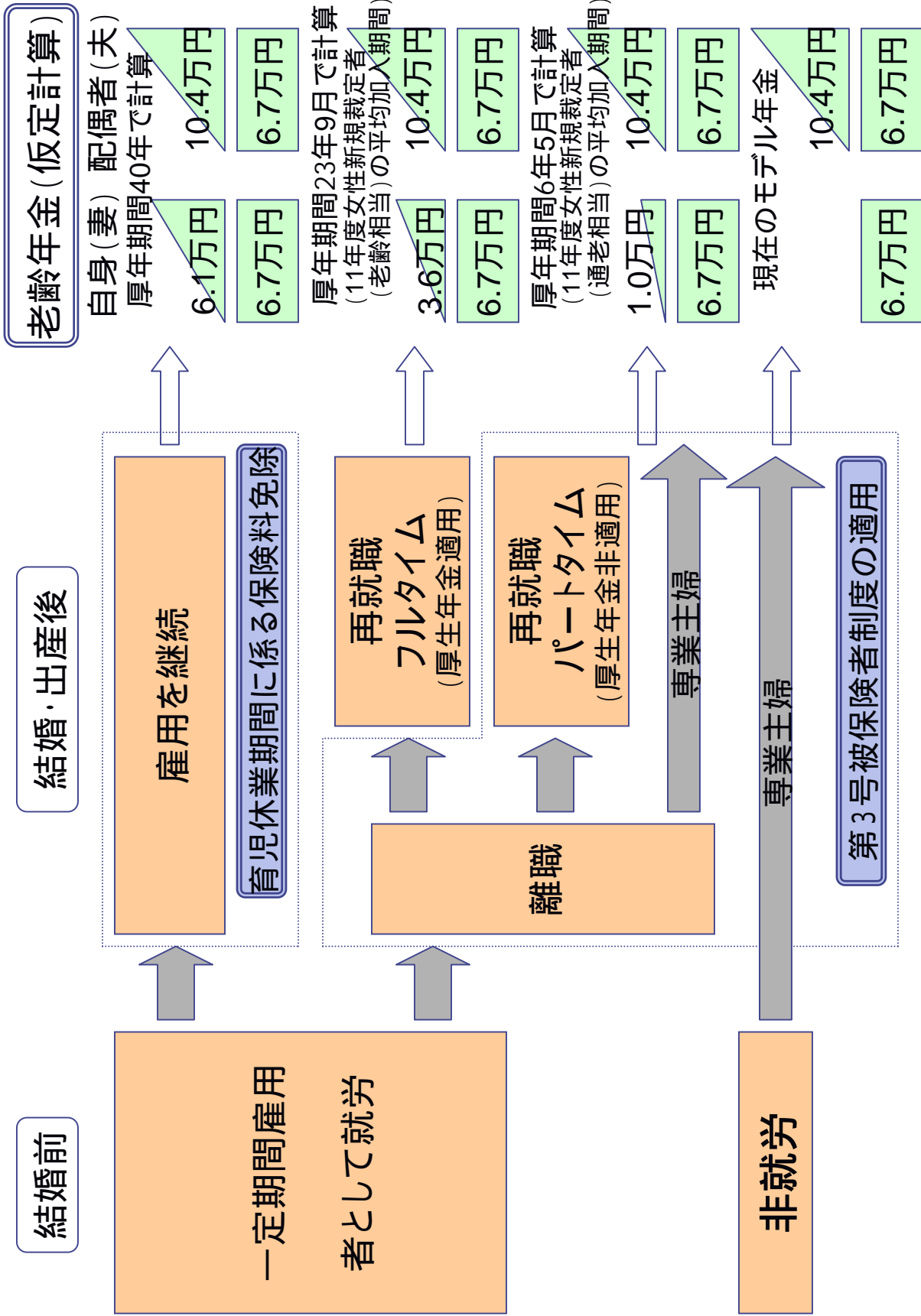
少子化に対する対応は、単に年金制度において重要な課題であるということにとどまらず、我が国経済社会の将来のあり方に大きな影響を持つ重要な政策課題である。したがって、子供を産み、育てやすい環境づくりについては、政策全般にわたってより一層の推進が求められる。

(3) 健康保険制度、税制、企業の配偶者手当の問題についての検討

年金制度だけではなく、関係する政策分野等においても、整合性をもった取組みがなされることが重要である。

特に、健康保険制度の被扶養者認定基準、税制上の配偶者控除及び特別配偶者控除並びに企業の配偶者手当の取扱いについては、各々が短時間労働者の就業調整の要因となっているとの指摘があることから、就業形態の多様化に対応し、就業に中立的な制度を構築するとの観点から、整合的な見直しが行われることが必要である。

資料1 女性のライフスタイルの変化・多様化と年金制度

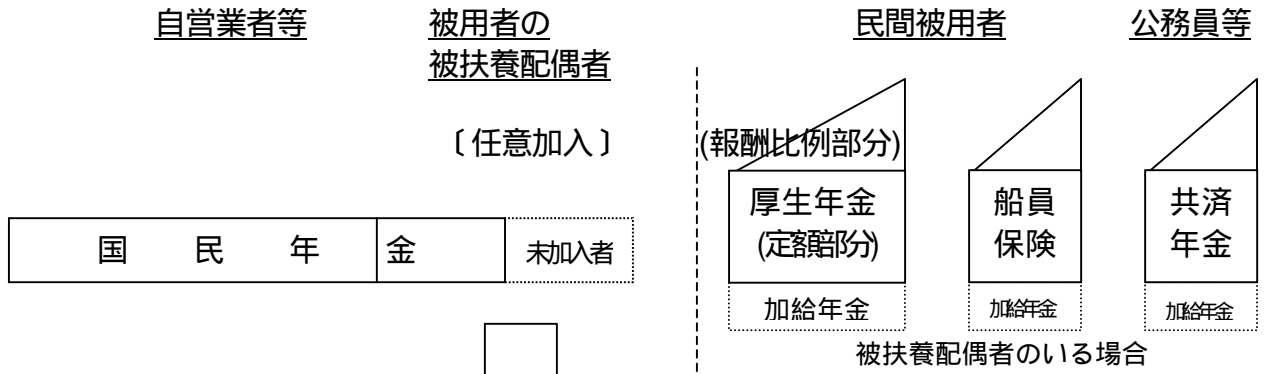


自身(妻)の厚生年金額は平成11年度の女性被保険者の平均標準報酬22.0万円、配偶者(夫)の年金額は平成12年制度改正における標準的な年金額を用いて計算

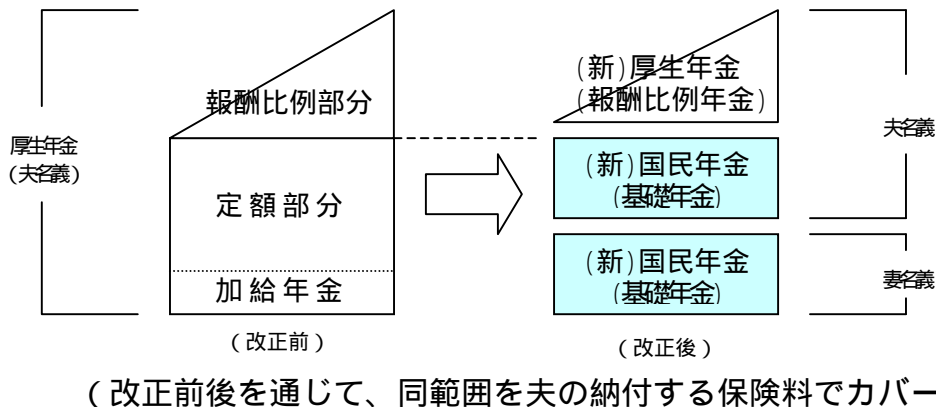
資料2 昭和60年改正による基礎年金制度（及び第3号被保険者制度）の導入

給付水準、給付体系の見直しの必要
 世帯単位で設計されていた被用者年金の水準の分化
 女性の年金権の確立の要請

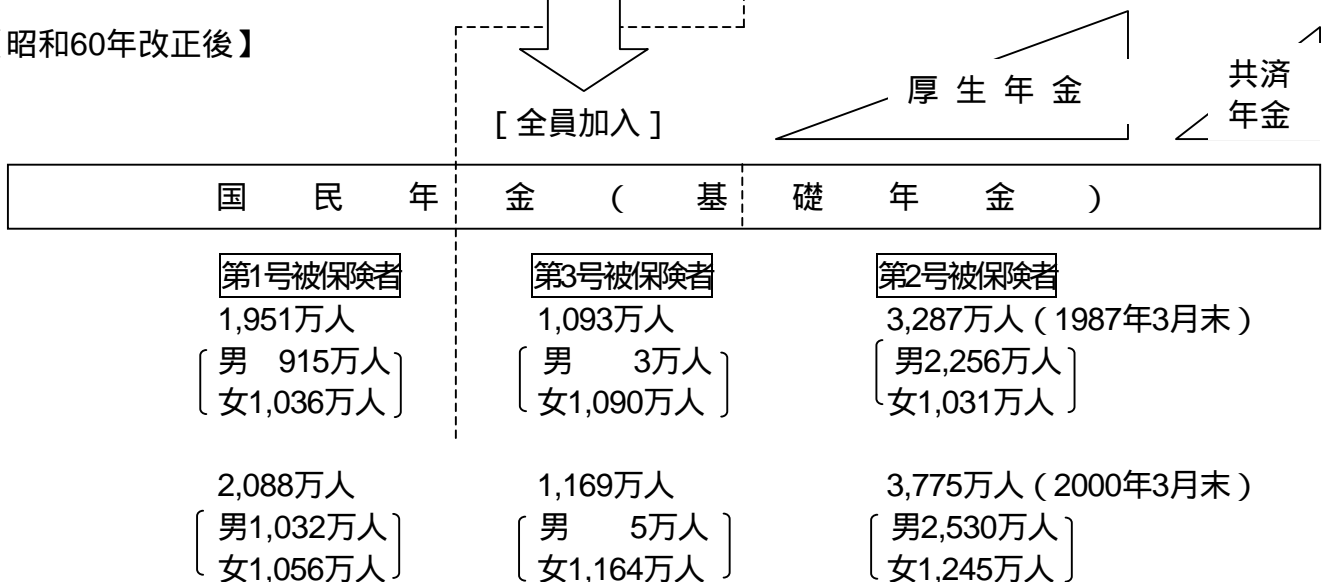
【昭和60年改正前】



各制度共通の横断的な仕組みとして基礎年金を導入し、その負担を各制度が加入者の頭割りを持ち寄ることにより、産業・就業構造の変化に中立的で安定的な仕組みとした。
 被用者の被扶養配偶者の任意加入を廃止し、強制加入とし、厚生年金の定額部分、加給年金について、これらを夫と妻それぞれの基礎年金に編成替えし、これらを被用者年金制度の負担で給付することにより、世帯の形態に応じた適正な給付水準とするとともに、女性の年金権を確立した。



【昭和60年改正後】



「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」

委員名簿

(五十音順、敬称略)

は座長 は座長代理

- 今井 延子 全国女性農業経営者会議副会長
大島 敬子 主婦
翁 百合 日本総合研究所主席研究員
駒村 康平 東洋大学経済学部助教授
佐藤 英明 神戸大学大学院法学研究科教授
下村美恵子 足立区女性総合センター社会教育指導員
住田 裕子 弁護士
袖井 孝子 お茶の水女子大学生生活科学部教授
高島 順子 日本労働組合総連合会副事務局長
永瀬 伸子 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助教授
中田 正 日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社副理事長
藤野真紀子 料理研究家
堀 勝洋 上智大学教授
堀岡 弘嗣 東芝人事勤労部労政担当部長
宮武 剛 埼玉県立大学社会福祉学科教授
山口 剛彦 社会福祉・医療事業団理事長

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」の検討経過

第1回(12.7.19)		検討会設置の趣旨、年金制度の概要について
第2回(12.9.19)	指摘されている論点の説明	女性のライフスタイルの変化等の現状、個人単位化、第3号被保険者制度について
第3回(12.11.22)		遺族年金、離婚時の取扱い、短時間労働者について
第4回(13.3.1)	事務局からのレポートとそれに基づく協議	第3号被保険者制度の創設に係る議論等について
第5回(13.4.12)	委員及び委員以外の有識者からのレポートとそれに基づく協議	・法律面からのレポート(住田裕子委員) ・労働経済面からのレポート(永瀬伸子委員)
第6回(13.5.17)		・租税法論からのレポート(佐藤英明委員) ・社会保障論からのレポート(駒村康平委員)
第7回(13.6.7)		・男女共同参画論からのレポート(大澤真理教授(東京大学教授)) ・労働経済論からのレポート(樋口美穂教授(慶應義塾大学教授))
第8回(13.7.13)		・年金数理面からのレポート(中田正委員) ・社会保障論からのレポート(堀勝洋委員)
第9回(13.7.26)	事務局からのレポートとそれに基づく協議	女性と年金に関する諸外国の年金制度について
第10回(13.9.3)	これまでの議論の整理	これまでの議論の整理、女性のライフスタイルの変化、多様化について
第11回(13.9.25)	専業主婦及び専業主婦経験者を交えたフリーターキング	専業主婦、専業主婦経験者を交えたフリーターキング
第12回(13.10.3)	制度設計上の個別の論点についての整理	第3号被保険者に係る保険料負担の在り方について
第13回(13.10.30)		短時間労働者に対する厚生年金の適用、育児等の期間の取扱い、モデル年金の考え方について
第14回(13.11.9)		離婚時の年金分割、遺族年金について
第15回(13.11.16)	報告書の作成に向けての協議	報告書の骨格(案)について
第16回(13.12.7)		報告書(案)について
第17回(13.12.14)		報告書のとりまとめ